

令和5年第5回臨時会

令和5年第5回臨時会が去る7月10日に開かれました。本臨時会では、除斥をする必要がある事件で除斥をしなかったため、市長より再議（議案第38号 工事請負契約について等）が提出され原案のとおり可決されました。

除斥とは・・・普通地方団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。（地方自治法第117条）

再議とは・・・地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。（地方自治法第176条第4項）

事件番号	件名	結果
議案第38号	工事請負契約について（再議） [石垣市旧庁舎解体工事（R5-1）]	可決
平成27年 議案第112号	工事請負契約について（再議） [登野城小学校校舎新增改築工事（1工区）]	可決

令和5年第6回臨時会

令和5年第6回臨時会が去る8月1日に開かれました。本臨時会は、地方自治法第101条第3項の規定により「個人情報漏洩について執行機関に報告を求める件について」を付議して臨時会の招集請求があったため、開催され報告が行われました。

地方自治法第101条第3項・・・議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

事件番号	件名	結果
	個人情報漏洩について執行機関に報告を求める件について	報告